

広報こうさ 号外 第2報

令和8年8月17日（月）発行
発行：甲佐町
TEL 096-234-1111（代表）



町公式HP

令和8年熊本地震による災害関連支援制度のお知らせ（第1報からの続報）

8月3日（月）発行の『広報こうさ』号外第1報では、地震で被災された方へ急ぎお知らせすべき各種支援制度をまとめ発行しました。

第2報では、皆さんの生活再建に役立てていただけるよう、第1報に掲載できなかった制度や内容が変更になった制度について集約しています。

「り災証明書（被災証明書）」の申請はお済みですか？

「り災証明書」は、災害により被害を受けた家屋などの被害の程度を、町が証明するものです。

この「り災証明書」は、各種被災者支援策を受ける際に必要となります。

制度によっては、り災証明書の交付がないと対象とならない場合もありますので、まだ交付されていない方は申請を行ってください。

詳しくは、本号18ページをご覧ください。総合案内窓口にお問い合わせください。

▶受付場所

総合案内窓口 ☎096-234-1117

▶受付日時

平日の午前9時～午前11時30分
午後1時30分～午後4時30分

※8月の土・日曜日は申請窓口を開設します。



▲り災証明書
申請フォーム

【！重要！】被災者の皆様へ

「災害救助法」などの災害関係の支援を受けるためには、「り災証明書（または被災証明書）」が必要です。また、被災した住家、店舗、工場、事務所などを片付けてしまう前に、**「必ず写真で被災状況を残しておくこと」**が重要です。

災害支援制度総合案内窓口

今回の地震で被災された方の今後の生活再建に向けた総合案内窓口を設置しています。

▶受付日時

平日の午前9時～午前11時30分
午後1時30分～午後4時30分

※8月の土・日曜日は窓口を開設します。

▶場所

町生涯学習センター（町役場内）
ギャラリーモール内相談ブース

▶お問い合わせ先（窓口直通番号）

☎096-234-1117

8/17(月) 各種支援の申請や相談を受け付ける支援窓口を開設しました

▶受付日時

平日の午前9時～午前11時30分
午後1時30分～午後4時30分

※8月の土・日曜日は窓口を開設します。

▶場所

町生涯学習センター（町役場内）研修室

町公式ウェブサイト
「災害支援情報まとめ」ページ▶



● 第2報に掲載の支援内容一覧（8月17日（月）以降の受付場所）

No.	新たに掲載する制度	受付場所	ページ
1	被災家屋等の公費解体	研修室	3
2	住宅の緊急修理		4
3	住まいの確保（町営住宅）の相談		5
4	被災者生活再建支援金		6
5	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）		7
6	被災者への入浴支援事業		8
7	国民健康保険・後期高齢者保険	住民生活課	9
8	介護サービス利用料の免除	福祉課	10
9	各種証明書等の無料交付	住民生活課	11.12
10	学用品の給付	学校教育課	13.14

No.	第1報から継続する制度	受付場所	ページ
11	災害ごみ	仮置き場	16
12	被災した浄化槽の入れ替え	研修室	17
13	り災証明書の申請	総合窓口	18
14	住家の被害に伴う住まいの再建の意向調査	研修室	19.20
15	住宅応急修理		22
16	道路の障害物撤去		23
17	土のう袋の配布		24
18	総合保健福祉センターのシャワー室利用	健康推進課	25
19	中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口	商工会	26
20	災害ボランティアの派遣と募集	社会福祉協議会	27
21	法律相談、消費生活相談、こころの健康相談	各相談先	28.29.30
22	防災アプリ（infoCanal）の登録のお願い	危機管理防災課	31

各種支援制度の詳細については、次ページ以降をご覧ください→

目次

新たにお知らせする支援制度

広報こうさ号外(第1報)に掲載されていない今回新たにお知らせする支援制度です。

No.	支援内容	ページ
1	被災家屋等の公費解体 (担当：環境衛生課 234-1169)	3
2	住宅の緊急修理 (担当：建設課 234-1183)	4
3	住まいの確保(町営住宅)の相談 (担当：建設課 234-1183)	5
4	被災者生活再建支援金 (担当：福祉課 234-1114)	6
5	賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅) (担当：福祉課 234-1114)	7
6	被災者への入浴支援事業 (担当：福祉課 234-1114)	8
7	国民健康保険・後期高齢者保険について (担当：住民生活課〔保険係〕 234-1113)	9
8	介護サービス利用料の免除 (担当：福祉課〔介護保険係〕 234-1114)	10
9	各種証明書等の無料交付 (担当：住民生活課〔住民係〕 234-1113)	11.12
10	学用品の給付 (担当：学校教育課 234-0102)	13.14

第1報から内容を変更してお知らせする支援制度（再掲含む）

広報こうさ号外（第1報）に掲載された内容から変更等がある制度もありますので、ご確認をお願いします。

No.	支援内容	変更点	ページ
11	災害ごみ （担当：環境衛生課 234-1169）	開設期間延長と受付に必要なものを追加	16
12	被災した浄化槽の入れ替え （担当：環境衛生課 234-1169）	相談場所の変更と 8月の土・日の窓口開設	17
13	り災証明書の申請 （担当：税務課 234-1112）	8月の土・日の窓口開設	18
14	住家の被害に伴う住まい再建の意向調査 （担当：住民生活課 234-1113）	受付期限の追加、 窓口の変更 8月の土・日の窓口開設	19.20
15	住宅応急修理 （担当：建設課 234-1183）	受付場所の変更と 8月の土・日の窓口開設	22
16	道路の障害物除去 （担当：建設課 234-1183）	受付場所の変更と 8月の土・日の窓口開設	23
17	土のう袋の配布 （担当：建設課 234-1183）	8月の土・日の窓口開設	24
18	総合保健福祉センターのシャワー室利用 （担当：健康推進課 235-8711）	利用期間を追加	25
19	町内中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口の開設 （相談先：甲佐町商工会 234-0272） （担当：地域振興課 234-1154）	再掲（第1報から変更なし）	26
20	災害ボランティアの派遣と募集 （申込先：甲佐町社会福祉協議会 234-1192） （担当：福祉課 234-1114）	災害ボランティアの募集を追加と 8月は土・日も受付窓口を開設	27
21	相談 （法律等相談、消費生活相談、こころの健康相談） （担当：福祉課 234-1114）	消費生活相談室 相談受付を再開 無料相談を追加	28.29 .30
22	防災アプリ（InfoCanal）の登録のお願い （担当：危機管理防災課 234-1167）	再掲（第1報から変更なし）	31
－	委任状	再掲	32

1 被災家屋等の公費解体

担当：環境衛生課 234-1169

令和 8 年熊本地震により被災した家屋等（住家、事業所、店舗、倉庫など）の解体・撤去を希望する所有者等の負担を軽減するため、公費解体（解体撤去費用の免除）を実施します。

1-1 対象者

り災証明書の判定が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」に該当する建物の所有者等で、公費解体を希望する方

1-2 対象となる建物

住家、事業所、店舗、倉庫など、「り災証明書」の判定が半壊以上と判定された建物

※住家以外の建物は、各種条件等もございますので、事前に窓口へご相談ください。

1-3 申請に必要なもの

- ・り災証明書（半壊以上の判定）
- ・解体撤去申込書
- ・所有者等の身分証明書
- ・解体撤去に係る同意書（法定相続人など関係権利者も含む）
- ・建物配置図
- ・印鑑登録証明書（法定相続人など関係権利者も含む）
- ・家屋等の被災状況の写真
- ・全部事項証明書（登記家屋）
- ・資産証明書（家屋）

※ 代理で申請される場合は、委任状等も必要となります。

1-4 注意事項

- ・解体作業は、町が委託した業者が行います。
- ・建物内の家具、家電製品、私財等は、事前に所有者等で搬出・処分してください。
- ・浄化槽等の清掃、汲取り、水道、ガス、電気、電話等の各種手続きを済ませてください。
- ・申請件数が多数にのぼる場合、解体着手までに順番待ちとなることがありますので、ご了承ください。

1-5 受付場所・時間

【場所】各種支援窓口（甲佐町生涯学習センター〔町役場〕・研修室）

【時間】（午前）午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分

（午後）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

※土、日、祝日を除く

ただし、8月の土・日は受付窓口を開設します。

2 住宅の緊急修理

担当：建設課 234-1183

令和8年熊本地震により被災した住宅に対し、雨風の進入等を放置することで住家の被害が拡大することを防止するための緊急的な措置を速やかに行うものです。

2-1 対象となる修理

屋根等に被害を受け、雨漏りまたは、雨漏りの恐れがある住家へのブルーシート等の展張等

2-2 上限額

住宅の緊急修理の対象となる費用は以下のとおりです。

- ・1世帯当たり 56,400円（税込）以内。
 - ※56,400円は上限の金額になります。
 - ※56,400円を超過した場合、超過分は自己負担になります。

2-3 申請に必要なもの

- ・該当する施設の写真等をご持参ください。
- ・見積書
 - ※委託事業者が見つからない場合は、窓口へご相談ください。

2-4 受付場所および受付期間

【場所】各種支援窓口（甲佐町生涯学習センター〔町役場〕・研修室）

【期間】令和8年8月28日（金）まで

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後4時30分

※土・日・祝日を除く

ただし、8月22日（土）、23日（日）は受付窓口を開設します。

3 住まいの確保 (町営住宅) の相談について

担当：建設課 234-1183

令和 8 年熊本地震により被災し、町内で住まいを失われお困りの方へ、住まいの確保(町営住宅)の相談を行います。

3-1 対象者

自宅が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の被害を受けた方

※ 「り災証明書」は、後日提出でも受け付け可能です。

3-2 受付場所および受付時間

【場所】各種支援窓口(甲佐町生涯学習センター〔町役場〕・研修室)

【時間】(午前) 午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分

(午後) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

※土・日・祝日を除く

ただし、8月の土・日は受付窓口を開設します。

4 被災者生活再建支援金

担当：福祉課 234-1114

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するため支援金が支給されます。

4-1 対象者

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

4-2 支給額

（表示は世帯の構成員が複数の場合。1人世帯の場合は表示額の3/4の額）

住宅の被害程度	基礎支援金	加算支援金		計
		（住宅の再建方法）		
①全壊 （損害割合 50%以上） ②解体 ③長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
④大規模半壊 （損害割合 40%台）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊 （損害割合 30%台）	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

※解体とは、半壊（大規模半壊、中規模半壊含む）解体、敷地被害解体をいいます。

4-3 持参していただくもの

- ① り災証明書 ② 被災時世帯主のマイナンバーカードまたは住民票の写し ③ 預金通帳

※場合により追加で資料が必要になる場合があります。

4-4 申請場所・申請期間・時間

【場所】各種支援窓口（甲佐町生涯学習センター〔町役場〕・研修室）

【申請期間】基礎支援金：災害のあった日から13か月の間（令和9年8月27日まで）

加算支援金：災害のあった日から37か月の間（令和11年8月27日まで）

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後4時30分

※土・日・祝日を除く。ただし、8月の土・日は受付窓口を開設します。

5 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

新規掲載

担当：福祉課 234-1114

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅（アパート等）を借り上げて提供し、一時的な居住の安定を図るものです。

5-1 対象者（以下の1～3の要件をすべて満たす方（世帯））

- 1 災害発生の日時点において、甲佐町に居住する方
- 2 今回の災害により、次の要件のいずれかを満たす方
 - ① 住家が「全壊」、「全焼」または「流失」し、居住する住宅がない方
 - ② 住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
 - ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと町長が認める方
 - ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えると見込まれる方
- 3 他に居住できる住宅がなく、自らの資力では、住宅を確保することができない方（持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと。）

5-2 入居期間

入居時から最長2年

※応急修理制度を利用する場合は、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる場合に、応急修理を申し込んだ日から原則6か月以内となります。

5-3 入居物件

入居を希望する方が、不動産事業者（仲介業者）に連絡し、貸主から賃貸型応急住宅として入居することに合意を得た上で、入居希望物件を選定してください。

5-4 家賃条件（上限）

- | | | | |
|-------------|---------|----------|---------|
| ・1人（単身）の世帯 | 5.5万円以内 | ・2人の世帯 | 6.5万円以内 |
| ・3人～4人以下の世帯 | 9.5万円以内 | ・5人以上の世帯 | 13万円以内 |

5-5 申込手続き

相談窓口（役場災害関係総合窓口）、各種支援窓口（生涯学習センター・研修室）、福祉課で関係書類（申込書等）を受け取ってください。

5-6 受付場所・時間

【場所】各種支援窓口（甲佐町生涯学習センター〔町役場〕・研修室）

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後4時30分

※土・日・祝日を除く。

ただし、8月の土・日は受付窓口を開設します。

詳細は二次元コードでも
ご確認いただけます→



6 被災者への入浴支援事業

新規掲載

担当：福祉課 234-1114

令和8年熊本地震で被災し、現在、避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方に限り、県の入浴支援事業として、協力公衆浴場を無料で利用することができます。

6-1 対象者

甲佐町に住所があり、令和8年熊本地震で被災された方のうち、次のいずれかに該当する方

- ・避難所や車中泊等で避難生活を送っている方
- ・自宅の浴室、給湯設備が被災するなどして入浴できない方

6-2 利用方法

施設の利用にあたっては、入浴証明書が必要です。また、入浴施設の受付では、入浴証明書を提示のうえ、受付票に住所、氏名、年齢を記載していただく必要があります。

【入浴証明書について】

自宅で入浴ができない方で、甲佐町にお住まいの方には入浴証明書を発行しています。必要な方は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）をお持ちのうえ、窓口までお越しください。

6-3 無料入浴サービスの利用可能な施設

随時更新されますので、最新の情報は「熊本県ホームページ」にてご確認ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/244416.html>

詳細は二次元コードでも
ご確認ください→



6-4 実施期間

令和8年7月29日（水）から当面の間

6-5 ご利用上の注意事項

- ① 自宅での入浴が可能な方は対象外です。
- ② 対象施設の案内やルールを守って利用してください。

6-6 申請場所・時間

【場所】各種支援窓口（甲佐町生涯学習センター〔町役場〕・研修室）

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後4時30分

※土・日・祝日を除く

ただし、8月の土・日は受付窓口を開設します。

7 国民健康保険・後期高齢者保険について

担当：住民生活課 234-1113

令和8年熊本地震により被災した方は、マイナ保険証等や現金がなくても医療機関等を受診できます。

7-1 対象者（1）・（2）の両方に該当する方

（1）甲佐町国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者の方

（2）令和8年熊本地震により、次のいずれかに該当する方

1. 住家の全半壊、またはこれに準ずる被災をされた方
2. 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた方
3. 主たる生計維持者の行方が不明である方
4. 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
5. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※全半壊については、住家の「り災証明書」の判定が「全壊」「半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む）」になります。（※窓口での「り災証明書」の提示は必要なし）

※被災されていても、「り災証明書」が交付されていない世帯は対象になりませんので、必ず「り災証明書」の申請を行ってください。

7-2 受診・利用の流れ

医療機関の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで**、医療保険の窓口負担金について、**支払いが不要となります。**

7-3 対象期間

令和8年7月28日から令和8年11月診療分まで

7-4 留意事項

- ・医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、保険者から確認が行われることがあります。（※審査等の結果、7-1の要件を満たしていないことが判明した場合、対象期間の窓口負担金を遡って請求されることがあります。）
- ・対象期間内に医療機関で支払われた領収書等は大切に保管してください。
- ・甲佐町国民健康保険または後期高齢者医療の加入者であれば、県外の医療機関等の受診をされた場合に支払いを求められることはありません。
- ・なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・甲佐町国民健康保険または後期高齢者医療以外の保険者については、医療保険の窓口負担金を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

7-5 担当課（相談窓口）

【場所】 住民生活課 保険係

【時間】（午前）午前9時00分～正午

（午後）午後1時00分～午後5時00分

詳細は、こちらの二次元コードを読み込んで「厚生労働省ホームページ」をご確認ください。→



8 介護サービス利用料の免除

担当：福祉課 234-1114

令和8年熊本地震により被災した方は、介護サービス事業所等で支払う介護サービス利用料が免除されます。

8-1 対象者（1）・（2）の両方に該当する方

（1）要支援・要介護・事業対象者と認定されている方で、介護サービスを利用されている方

（2）令和8年熊本地震により、次のいずれかに該当する方

1. 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方
2. 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた方
3. 主たる生計維持者の行方が不明である方
4. 主たる生計維持者が事業を廃止、または休止された方
5. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※全半壊については、住家の「り災証明書」の判定が「全壊」「半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む）」になります。（※窓口での「り災証明書」の提示は必要なし）

※被災されていても、「り災証明書」が交付されていない世帯は対象となりませんので、必ず「り災証明書」の申請を行ってください。

8-2 利用の流れ

介護サービス事業所等の窓口で、対象者である旨をご申告いただくことで、介護保険の利用料について、**支払いが不要となります。**

8-3 対象期間

令和8年7月28日から令和8年11月末の介護サービス利用分まで

8-4 留意事項

介護サービス事業所等の窓口・ケアマネジャーに対象者である旨を申告いただくことで、利用料について支払いが不要となります。**なお、申請内容の確認や事後審査等の結果、免除の要件を満たしていないこと（対象外）が判明した場合、免除されていた期間のサービス利用料金を遡って請求されることがありますので、ご注意ください。**

※「り災証明書」の写しを事業所・ケアマネジャーが必要とする場合があります。その際はご提出ください。

※入所時の食費・居住費などの自費分はお支払いいただく必要があります。

8-5 担当課（相談窓口）

【場所】福祉課 介護保険係

【時間】（午前）午前9時00分～正午

（午後）午後1時00分～午後5時00分

9 各種証明書等の無料交付

担当：住民生活課 234-1113

9-1 各種証明書を無料で発行します。

被災された方が、各種支援を受けるために必要な証明書を無料で交付します。

【対象者】

り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の方で、町の住民生活課窓口で交付申請をされる方 ※コンビニ交付は対象外

【持参していただくもの】

- ・り災証明書
- ・身分証明書

顔写真付きは1点（マイナンバーカード、運転免許証、障がい者手帳など）

顔写真なしは2点（健康保険証の資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険証、年金手帳、年金証書など）

【対象となる各種支援】

- ・応急修理、公費解体、みなし仮設申込 など

【対象となる証明書】

- ・住民票、印鑑証明書、所得証明書、資産証明書 など

【受付窓口】

【場所】住民生活課 住民係

【時間】平日 午前8時30分～午後5時

※土・日・祝日を除く

ただし、8月は土・日も下記の時間で窓口を開設します。

（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後4時30分

9-2 マイナンバーカード再発行を無料で行います。

被災された方が、マイナンバーカードの再交付申請をされた場合無料で交付します。

【対象者】

令和8年熊本地震により、マイナンバーカードを紛失等された方

【持参していただくもの】

- ・り災証明書または被災証明書
- ・身分証明書

顔写真付きは1点（運転免許証、障がい者手帳など）

顔写真なしは2点（健康保険証の資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険証、年金手帳、年金証書など）

【受付窓口】

【場所】 住民生活課 住民係

【時間】 平日 午前8時30分～午後5時

※土・日・祝日を除く

ただし、8月は土・日も下記の時間で窓口を開設します。

（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後4時30分

9-3 旅券（パスポート）発行を無料で行います

被災された方が、旅券（パスポート）発行申請を役場窓口で行う場合、無料で交付します。

【対象者】

り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の方で、町の住民生活課窓口で交付申請をされる方

※オンライン申請は対象外です。

【必要なもの】

- ・り災証明書（原本）
- ・身分証明書

顔写真付きは1点（マイナンバーカード、運転免許証、障がい者手帳など）

顔写真なしは2点（健康保険証の資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険証、年金手帳、年金証書など）

- ・パスポート用の写真
- ・お持ちの方は以前取得されたパスポート
- ・住民票または戸籍附票（災害発生時の居住地を証明する書類）

【無料申請期間】

令和9年7月28日（災害救助法が適用された日から原則1年）

【受付窓口】

【場所】 住民生活課 住民係

【時間】 午前9時00分～午後4時30分

10 学用品の給付

担当：学校教育課 234-0102

令和8年熊本地震で被災した児童、生徒が喪失または損傷した学用品で、就学に支障となるものの給付を行います。

10-1 対象者

その住家が半壊以上の被害を受けて学用品を喪失または損傷し、就学に支障がある小・中学校の児童・生徒

※高等学校等は、在籍している学校にお問い合わせください。

10-2 対象品目

- ① 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具 など）
- ② 通学用品（傘、長靴 など）
- ③ その他の学用品（運動靴、体育着、ハーモニカ、工作用具 など）

※学用品には上限額があります

※現物支給となります

10-3 申込期間

令和8年9月30日（水）まで

※ 次ページの申請書に必要事項を記載して提出してください。

10-4 申請に必要なもの

り災証明書（半壊以上のもの、写しでも可）

10-5 受付場所・時間

【場所】 学校教育課（土、日、祝日は、総合窓口にご提出ください）

【時間】 （午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後4時30分

甲佐町災害被災児童・生徒学用品給与申請書

令和8年 月 日

甲佐町長 様

保護者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

災害により、次のとおり使用している文房具及び通学用品が喪失・損傷したため、学用品の給与を申請します。

被災日	令和8年7月28日(火)					
被災した住所	甲佐町大字					
被災の状況	全壊, 半壊(大規模半壊、中規模半壊、半壊)					
在籍している学校	学校					
児童・生徒の氏名						
児童・生徒の学年	第 学年					
品名	○欄	品名	○欄	品名	○欄	サイズ
傘		習字道具		体育服半袖シャツ (白)		
スリッパ (cm)		裁縫道具		体育服半袖シャツ (ホワイト×コン)		
リコーダー		絵の具セット		体育服半袖シャツ (ホワイト×エンジ)		
ゼッケン (枚)		クレヨン		体育服半パンツ (小学校共通)		
体育館シューズ (cm)		鍵盤ハーモニカ		赤白帽子 (小学校共通)		
帽子(中学校)		工作用具 ()		体育服夏シャツ (中学校)		
				ハーフパンツ (中学校)		
				冬用ジャージ (下)		
【その他】						
備 考	1.申請する際は、り災証明書を提出してください。(写しでも可) 2.該当する品名の「○欄」に○をつけてください。 3.児童・生徒1人につき1枚提出してください。 4.文房具および通学用品費は、児童1人あたり5,800円、生徒1人あたり6,100円が限度額です。 5.金銭での支給はなく、現物での支給となります。					

次のページから、令和8年8月3日に発行しました
「**広報こうさ号外（第1報）**」に掲載された支援内容を掲載しております。

内容を一部変更して、引き続き実施する制度もありますので、ご確認をお願いいたします。

1 1 災害ごみ

開設期間および受付時に 必要なものを追加

担当：環境衛生課 234-1169

令和8年熊本地震により使用できなくなった家財等を仮置き場に持ち込めます。

1 1 - 1 受入場所（仮置き場）

旧白旗グラウンド（甲佐町大字早川2 1 0 0 番地2）

1 1 - 2 開設期間 および 受付時間

【期間】令和8年7月30日（木）～8月22日（土）

※8月23日（日）、24日（月）は、開設しませんのでご注意ください。

8月25日（火）以降は、毎週 火・金・土曜日に仮置き場を開設します。

8月25日（火）以降の仮置き場の開設日

	火曜日	金曜日	土曜日
8月	25日	28日	29日
9月	1日	4日	5日
	8日	11日	12日
	15日	18日	19日※最終日

【受付時間】（午前）午前9時～午前11時30分 （午後）午後1時～午後4時

1 1 - 3 受付に必要なもの

・り災証明書 または 被災証明書（8月22日（土）の受付から提示が必要です）

※各証明書の交付を受けていない方は、被災状況の写真の提示でも受付可能ですが、
免許証やマイナンバーカードなどで甲佐町の住所・所有者であることを確認します。

1 1 - 4 受入れるごみ

- ① 燃えるごみ ② ガラス類 ③ 金属類 ④ 木くず ⑤ 粗大ごみ
⑥ 家電 ⑦ がれき・瓦 ⑧ 壁材等

1 1 - 5 留意事項

- ・ 上記の品目ごとに分別してください。車に積込む時から分別しておくことで、仮置き場で荷下ろしする時間を大幅に短縮することができます。
- ・ 持ち込んだごみは各自で下ろしていただきます。
- ・ 冷蔵庫は中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・ ブルーシート等で輸送中にごみが飛散しないようにしてください。

<持ち込みできないごみ>

- 普段の生活で排出された「可燃ごみ」・「資源ごみ」（空き缶、びん、ペットボトル等）
（通常のごみ収集日にごみステーション・リサイクルステーションへ出してください。）
- 甲佐町以外で発生したごみ ● 産業廃棄物（事業活動によって排出される廃棄物）

1 2 被災した浄化槽の入れ替え

相談場所の変更と 8月の土・日の窓口開設

担当：環境衛生課 234-1169

令和8年熊本地震により被災した浄化槽や便槽を、新しい合併処理浄化槽に転換または入れ替えを行う場合、補助金を交付します。

1 2 - 1 対象者

- ・甲佐町内に住宅をお持ちの方
- ・甲佐町内に住宅を借りている方で、貸主の承諾を得られている方
- ・合併処理浄化槽を設置する住所地に住民登録がある方
- ・浄化槽法及び建築基準法の規定に基づき合併処理浄化槽を設置する方
- ・本人および同一世帯員が町税等を滞納していない方

1 2 - 2 対象となる浄化槽

【補助対象】

令和8年熊本地震により被災した合併処理浄化槽について、合併処理浄化槽の新設および合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入れ替えが補助の対象となります。

【補助額】

補助額は合併処理浄化槽の人槽（規模）で設定されています。人槽は日本工業規格により決められており、居住人員＝人槽ではありません。

規模	基準	補助額
5人槽	延べ床面積130㎡以下	332,000円
7人槽	延べ床面積130㎡超	414,000円
10人槽	2世帯住宅	548,000円

※単独処理浄化槽または汲み取り式トイレから合併処理浄化槽に転換される場合は、別途補助金の加算があります。

※被災していない通常の合併処理浄化槽の入れ替えは補助の対象となりません。

1 2 - 3 相談に必要なもの

- ・浄化槽工事を施行する事業者を通じて「浄化槽設置届」および「補助金申請」などを提出していただきます。まずは、窓口にご相談ください。

1 2 - 4 相談場所・時間

【場所】各種支援窓口（甲佐町生涯学習センター〔町役場〕・研修室）

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後4時30分

※土、日、祝日を除く。ただし、8月の土・日は受付窓口を開設します。

1 3 り災証明書の申請

8 月の土・日の窓口開設

担当：税務課 234-1112

「り災証明書」は、令和 8 年熊本地震により被害を受けた家屋などの被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）を町が証明するものです。

この「り災証明書」は、各種被災者支援策を受ける際に必要となります。

1 3 - 1 対象者

甲佐町の家屋等に居住する世帯者（賃貸者含む）等

※木造家屋、軽量鉄骨造家屋が対象です。

軽量鉄骨造以外の非木造については準備次第お知らせします。

※居住されていない所有者も、支援内容によっては対象となることがあります。

1 3 - 2 持参していただくもの

- ・ 本人（世帯主、世帯員もしくは所有者）が確認できる免許証等
- ・ 被災状況の写真
- ・ 委任状（本人以外）：別紙（P 32 を外してご使用ください。）

※調査完了後、証明書を郵送します。

1 3 - 3 受付場所・時間

【場所】総合窓口（役場庁舎 1 階）（甲佐町大字豊内 719-4）

【時間】（午前）午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分

（午後）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

※土、日、祝日を除く

ただし、8 月の土・日は申請窓口を開設します。

1 4 住家の被害に伴う住まい再建の意向調査

**受付期限の追加、提出窓口の変更
8月の土・日の提出窓口を開設**

担当：住民生活課 234-1113

令和8年熊本地震により著しい被害を受けた方で、住まいの再建方法及び町の公営住宅等への入居希望についてお尋ねの調査を8月3日行政区配布により配布しています。

被害を受けた住家における生活が困難な方、修繕などのために仮住まいが必要な方におかれましては、次ページの別紙「住まい再建の意向調査」にご記入いただきご提出をお願いいたします。

1 4 - 1 調査目的

令和8年熊本地震により住家に被害を受けた方の現在の住まいの状況や今後の意向を調査し、民間賃貸住宅や町営住宅等への一時入居、その他の住まいの再建支援策の検討資料とするため。

1 4 - 2 調査対象者

被害を受けた住家での生活が困難な方（修繕などの間の仮住まいが必要な方）

1 4 - 3 調査内容

被害住家の再建の方法について、次の項目について、次ページの別紙「住まい再建の意向調査」のとおりお尋ねします。

- (1) 住家家屋の被害状況
- (2) 住家の修理や建築、民間や町営の賃貸住宅等への入居
- (3) 住家の修繕などに必要な仮住まい、期間
- (4) 家族構成、ペットの有無 など

※次ページの別紙「住まい再建の意向調査」を切り取って、記入してお使いください。

1 4 - 4 提出場所・時間

【場所】各種支援窓口（甲佐町生涯学習センター〔町役場〕・研修室）

【期間】令和8年8月28日（金）まで ※期間後も、随時受け付けます。

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後4時30分

※土、日、祝日を除く

ただし、8月の土・日は提出窓口を開設します。

1 4 - 5 その他

- ・この調査で町営住宅等への入居が決定するものではありません。
- ・町営住宅は、住家の修繕など一時的な入居が必要な場合、あらかじめ期限を決めた短期間の入居は可能です。（短期間の入居でもクーラーなどはご自身で負担いただきます。ただし、町営住宅の数には限りがあります。）
- ・町営住宅等への永続的な入居の希望でも調査票をご提出ください。なお、入居を保証するものではありません。

住まい再建の意向調査

(令和8年 月 日)

連絡先を教えてください。(氏 名:)

(自宅・携帯:)

1、住家の被害の状況

()

2、最終的な住まいの再建の予定(ご意向)を教えてください。

以下の当てはまる項目にチェックをお願いします。

☐ 住家を修理する (下記の該当番号)

① 今の住家に住みながら修理する

② 修理が1か月以上かかる見込みで、公的な仮住まいが必要

③ 修理期間中、親戚や身内と同居 ④ その他()

☐ 住家を解体した後、新築する (下記の該当番号)

① 新築するまで公的な仮住まいが必要

② 新築するまで、親戚や身内と同居 ③ その他()

☐ 住家を解体し、再建の予定なし (下記の該当番号)

① 高齢のため、公営住宅等入居希望

② 介護施設に入居予定 ③ 親戚や身内と同居

④ アパート等民間の賃貸住宅に住む ⑤ その他()

3、入居が必要な方はどなたですか？

入居が必要な方の氏名	住 所	同居の方のお名前 (障がいのある方に○)	人数
	大字 番地 (世帯主名:)	・ ・ ・ ・ ・	

4、避難している方の現在の避難先はどこですか？

()

5、障がいがある方は、どのような障がいですか？

ない・ある ()

6、ペットはいますか？

いない・いる (犬・猫・その他() 頭数())

1 5 住宅応急修理

受付場所の変更と 8月の土・日の窓口開設

担当：建設課 234-1183

令和8年熊本地震により住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限の部分について、応急的な処理を行い（修理費用の一部を直接業者に支払う）元の住家に引き続き住むことができるようにするものです。

1 5 - 1 対象者（以下の全ての要件を満たす方（世帯））

- ① り災証明で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の判定を受けた住家の世帯または、「半壊」若しくは「準半壊」の判定を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
- ② そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態。
- ③ 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

1 5 - 2 対象となる修理

住宅の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。 ※内装に関するもの、家電製品は原則として対象となりません。

1 5 - 3 上限額

住宅の応急修理のため支出できる費用は以下の通りです。

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| （1）全壊、大規模半壊、中規模半壊、または半壊の被害を受けた世帯 | 757,000 円以内（消費税込み） |
| （2）準半壊の被害を受けた世帯 | 367,000 円以内（消費税込み） |

1 5 - 4 持参していただくもの

- ①修理申込書 ②り災証明書 ③修理見積書 ④施工前の被災状況がわかる写真

※修理業者に代金を支払ってしまうとこの制度は利用できません。事前に下記の窓口にご相談ください。

1 5 - 5 受付場所・時間

【場所】各種支援窓口（甲佐町生涯学習センター〔町役場〕・研修室）

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後4時30分

※土、日、祝日を除く

ただし、8月の土・日は受付窓口を開設します。

1 6 道路の障害物除去

受付場所の変更と 8月の土・日の窓口開設

担当：建設課 234-1183

令和 8 年熊本地震により被災し、町道や里道に転倒した瓦礫 やブロック塀等の除去を行います。

また、倒壊の恐れによる二次被害防止のためブロック塀等の除去も行います。

1 6 - 1 対象となる施設

町道、里道等に面して倒壊、または倒壊の恐れがあるブロック塀等

1 6 - 2 事業の内容

道路等に面してブロック塀などが倒壊（倒壊の恐れ）により通行の支障となる場合のみ町で撤去し処分します。

なお、撤去するブロック塀等の補償は行いません。

また、撤去後の建替えは町では行いません。

※ 道路等に面していないブロック塀等の撤去については、所有者で行っていただきます。

1 6 - 3 受付方法

該当する施設の写真等をご持参ください。

1 6 - 4 受付場所および受付時間

【場所】：各種支援窓口（甲佐町生涯学習センター〔町役場〕・研修室）

【時間】：（午前）午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分

（午後）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

※土、日、祝日を除く

ただし、8月の土・日は受付窓口を開設します。

1 7 土のう袋の配布

8 月の土・日の窓口開設

担当：建設課 234-1183

令和 8 年熊本地震により被災し、必要な方に土のう袋を配布します。

1 7 - 1 対象者

令和 8 年熊本地震で被災された方

1 7 - 2 配布期間および配布場所

配布期間：令和 8 年 7 月 3 0 日（木）から

（午前）午前 9 時 00 分～正午

（午後）午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分

※土、日、祝日を除く

ただし、8 月の土・日は受付窓口を開設します。

配布場所：月～金曜日 建設課

1 7 - 3 配布枚数

各世帯 50 枚まで

1 8 総合保健福祉センターのシャワー室利用

利用期間を追加

担当：健康推進課 235-8711

令和8年熊本地震により被災された方を対象に、総合保健福祉センター鮎緑（あゆみ）内のシャワー室を開放します。

1 8 - 1 対象者

町内で断水している地域にお住まいの方、自宅が被災し浴室を利用できない方に限ります。

1 8 - 2 利用時間・受付場所

【利用期間】 令和8年7月30日（木）から令和8年8月23日（日）まで

【火曜日～土曜日】 午後1時～午後7時

【日曜日・祝日】 午前11時～午後4時

※ただし、月曜日は利用できません。

【場所】 総合保健福祉センター鮎緑（あゆみ）内のフィットネスセンター
（甲佐町大字豊内 619）

※受付は、フィットネスセンターのスタッフ（指定管理業者）が行います。

1 8 - 3 その他

- ・受付順にご案内します。
- ・利用人数に限りがあるため、時間内にお越しいただいても利用できない場合があります。
- ・タオルやシャンプー等はお持ち参ください。

19 中小企業・小規模事業者向け 特別相談窓口の開設

再掲（第1報から変更なし）

担当：地域振興課 234-1154

相談先：甲佐町商工会 234-0272

令和8年熊本地震により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、甲佐町商工会では、下記のとおり「特別相談窓口」を開設しています。

事業の継続や資金繰りに関するご相談の他、経営上の不安や今後の対応に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。

19-1 対象者

町内の中小企業・小規模事業者

19-2 主な相談内容

- ・経営に関する各種相談
- ・資金繰りや金融に関するご相談
- ・その他、事業運営や活動に関わること全般

19-3 受付時間

令和8年7月31日（金）から
平日のみ 午前9時～午後5時

19-4 相談窓口（お問い合わせ先）

甲佐町商工会

住 所：甲佐町大字豊内 719 番地 2
電話番号：096-234-0272

20 災害ボランティアの派遣と募集

ボランティアの募集と 8月の土・日の受付を追加

担当：福祉課 234-1114

申込先：甲佐町社会福祉協議会 234-1192

令和8年熊本地震により被害を受けた家屋内外の片付けなどをお手伝いします。

20-1 対象者（以下の要件のいずれも満たす方）

- ・甲佐町内で災害により住居等に被害を受けた方
- ・主に自力での片付けが困難な世帯（高齢者のみの世帯や障がい者のいる世帯 等）

20-2 主な支援内容

- ・家屋内の片付け、割れた瓦の片付け、家具の移動、搬出
- ・災害ごみ仮置き場への搬送 など

20-3 ボランティアの依頼方法

甲佐町災害ボランティアセンターに、電話か来所にてお申し込みください。

20-4 受付時間

令和8年7月31日（金）から

平日 午前8時30分から午後4時00分まで

※8月22日（土）・23日（日）・29日（土）・30日（日）は受け付けします。

20-5 ボランティア派遣依頼先

甲佐町災害ボランティアセンター（甲佐町社会福祉協議会内）

住 所：甲佐町大字岩下24番地

電話番号：096-234-1192

20-6 注意事項

- ・専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があります。あることをご了承ください。
- ・活動日には立ち会いをお願いします。
- ・甲佐町災害ボランティアセンターの詳細については
右の二次元コードでご確認下さい。



20-7 ボランティア募集

災害により被災された方々の支援を目的として、災害ボランティアの募集を行っています。活動内容は、上記の「主な支援内容」をご覧ください。

受付は社会福祉協議会内で行っています。また、上記二次元コードからも受付できます。

2 1 相談

消費生活相談室相談受付を再開 無料相談を追加

担当：福祉課 234-1114

2 1 - 1 法律・人権・行政・心配ごと相談の開催日・会場

町では、町民の生活における不安や心配ごとの解消・解決を目的として、法律・人権・行政・心配ごと相談を実施しています。

開催日時 月に 1 回（原則として第 1 月曜日）、午前 9 時から正午まで

相談会場 甲佐町町民センター（甲佐町大字糸田 9 番地 1）

2 1 - 2 消費生活相談

地震などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。また、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関する相談を受け付けています。

(1) 上益城 5 町消費生活相談室

甲佐町での開催は毎週木曜日ですが、郡内の 4 町の会場でも相談できます。

開催日時 月曜日から金曜日まで（祝日および年末年始を除く）

午前 9 時から午後 3 時まで（正午～午後 1 時を除く）

・相談会場

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
益城町会場	御船町会場	嘉島町会場	甲佐町会場	山都町会場
益城町役場 2 階相談室 E 消費生活相談室 096-286-3210	御船町役場 分庁舎 2 階 小会議室 096-282-1226	嘉島町役場 庁舎内相談室 096-237-1112	老人いこいの家 ボランティア室 096-234-3223	山都町役場 1 階相談室 0967-72-3133

(2) 消費者ホットライン

身近な相談窓口が開所していない土曜、日曜、祝日でも、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除いて、原則、毎日ご利用いただけます。

電話番号 1 8 8

受付時間 平日 午前 9 時から午後 5 時まで

土曜・日曜・祝日 午前 10 時から午後 4 時まで

2 1 - 3 こころの健康相談

災害後には、さまざまな心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、電話や SNS にて受け付けております。

機関名	連絡先	受付時間
こころの健康相談電話 (熊本県精神保健福祉センター)	096-386-1166	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 9 時～午後 4 時
よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	年中無休、24 時間
熊本いのちの電話 (社会福祉法人 熊本いのちの電話)	096-353-4343	年中無休、24 時間
いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)	0570-783-556	毎日 午前 10 時～午後 10 時
	0120-783-556	毎日 午後 4 時～午後 9 時 毎月 10 日 午前 8 時～翌日午前 8 時
#いのち SOS	0120-061-338	年中無休、24 時間
こころの悩み相談@熊本県	(LINE) @079iwxlt	月・水・金 午後 6 時～午後 10 時
こころのホットチャット	(LINE)(Twitter)(Facebook) @kokorohotshat (チャット) https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro_hotchat/	毎日 正午～午後 4 時 午後 5 時～午後 7 時

21-4 各種無料相談

機関名	連絡先	受付時間
法テラス 「令和8年熊本地震に関する支援について」(無料法律相談) 	予約電話番号 0120-078309 ※相談は事前のご予約が必要です。 面談のほか電話・オンラインでの相談(面談相談の相談の場合:法テラスの事務所、契約弁護士・司法書士の事務所、弁護士・司法書士会法律相談センターなどで相談が可能)	平日 午前9時～午後9時 土曜 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く) 【期間】 令和8年8月7日～ 令和9年7月27日
熊本県弁護士会 「熊本地震に関する無料電話相談について」 	電話番号 096-312-3252 ※通話料がかかります	平日 午前10時～正午 午後2時～午後4時 (土日・祝日を除く) 【期間】 令和8年8月3日～ 令和8年8月31日
熊本県弁護士会 「熊本地震に関する無料面談相談について」	予約電話番号 096-325-0009 ※相談は事前のご予約が必要です。 ※相談時間 30分	・熊本法律相談センター (熊本市中央区水道町9-8) 毎週月曜～土曜 午前10時～正午 午後1時～午後4時 ・益城法律相談センター (益城町大字宮園702・益城町役場1階相談室) 毎週火曜・金曜 午後1時～午後4時
熊本県司法書士会 「【災害時無料相談】令和8年熊本地震 緊急相談に司法書士が対応します」 	電話番号 0120-315199 ※ご予約は不要です。	平日 午後5時～午後8時 (土日・祝日を除く) 【期間】 令和8年7月31日～ 令和8年10月30日

2 2 防災アプリ（InfoCanal）の登録のお願い

再掲（第 1 報から変更なし）

担当：危機管理防災課 234-1167

令和 8 年熊本地震により、町ではさまざまな情報を配信しています。

防災アプリ（InfoCanal）を通じて配信していますので、登録をされていない方は登録をお願いします。

2 2 - 1 登録手順

①QR コードをカメラで読み取ってください。

もしくは GooglePlay または AppStore で検索してください。

右の二次元コードを
スマートフォン等のカメラで
読み取ってご使用下さい。

Android 版



iPhone 版



②表示された画面で「インストール」を押してください。

③「InfoCanal」アプリを開いて利用規約に同意します。

④「位置情報の使用」を「許可」します。 ※位置情報の許可は任意です。

⑤お住いの地域を選んで「選択完了」「上記の内容で設定する」を押します。

⑥メッセージが届いたら「既読にする」を押します。

ご不明な際は、危機管理防災課（096-234-1167）までお問い合わせください。

委任状（記載例）

【代理人】

住 所 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4

氏 名 甲佐 太郎 (生年月日：平成 2 年 1 月 1 日)

私は、上記の者を代理人と定め、り災証明書の申請 について委任します。

※該当する証明書名・通数、手続等を記入してください。

令和 元年 5 月 1 日

【委任する人（本人）】

住 所 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 619 番地

氏 名 甲佐 鮎子 (印) (生年月日：平成 2 年 2 月 2 日)

(署名または記名押印)

※この委任状は、全て本人が書いてください。

※記名の場合(署名でない場合)は、押印が必要です。

窓口に来られた方の本人確認を実施していますので、身分証明書(顔写真つき 1 点または顔写真なし 2 点)をお持ちください。

切 り 取 り 線

委任状

【代理人】

住 所

氏 名 (生年月日：)

私は、上記の者を代理人と定め、 について委任します。

※該当する証明書名・通数、手続名等を記入してください。

令和 年 月 日

【委任する人（本人）】

住 所

氏 名 (印) (生年月日：)

(署名または記名押印)

※この委任状は、全て本人が書いてください。

※記名の場合(署名でない場合)は、押印が必要です。

窓口に来られた方の本人確認を実施していますので、身分証明書(顔写真つき 1 点または顔写真なし 2 点)をお持ちください。